

○農林水産省告示第三百九十五号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和六年二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
二 防除を行う期間 平成三十年四月二十五日から令和八年三月三十一日まで	二 防除を行う期間 平成三十年四月二十五日から令和六年三月三十一日まで

附 則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。